

告 示

埼玉県告示第七百三十一号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 知事指定薬物

イ N ―エチル―ニ―（五―メトキシ― H ―インドール―三―イル）― N ―メチルエタン―ーアミン（通称名五―MeO―MET）及びその塩類
ロ N ―エチル―ニ―（五―ニトロ―ニ―「（四―プロポキシフェニル）メチル」― H ―ベンゾ「 d 」イミダゾール―ーイル）エタン―ーアミン（通称名N―Desethyl―protonitazene）及びその塩類
ハ （一 αH ・五 αH ）―トロパン―三 α ―イル ニ―フルオロベンゾエート（通称名ニ―F―tropacaine）及びその塩類

二 効力発生の日

令和八年十月二十八日